

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 438

平成19年10月9日(火曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

生体認証カードは専用ATMで
対応機確認し兼用型は小額設定

生体認証機能付きのキャッシュカードが使えるATM設置が増えている。現在大手4銀行(三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、りそな)で合計1万1000台強が対応している。生体認証カードは本人の静脈パターンであると確認されない限りお金は引き出せない。従来型の暗証番号と磁気ストライプを組み合わせたカードに比べ偽造されにくく、現時点で最もセキュリティー強度が高いといわれる。

しかし、この生体認証カードは基本的には対応するATMでしか使用できない。対応機は三菱、三井で5割強、みずほ、りそなは5割以下である。このためカードを切り替えたい人は、まずよく利用する銀行の対応機の台数確認、認識率(複数回操作を繰り返す率)も不十分なことをわきまえておこう。コンビニATMが未対応かどうかも確認しておきたい。

安全面での注意点は生体認証カードには専用タイプと兼用タイプの2種類があり、特に磁気ストライプ取引でも使える兼用型は盗難にあった場合、被害に遭う可能性がある。

その予防策として兼用型は初めから引き出し限度額を低く設定してあるが、これを当初設定額よりさらに低く設定するのも不正使用リスクを下げる知恵である。利便性の高い磁気ストライプカードは「小額用」、専用タイプは「高額用」と使い分けることで、利便性と安全性の両立を図る。もちろん盗難や紛失を防ぐ管理が最も重要となる。

路線価での土地評価は贈与時のみ
譲渡時は路線価を0.8で割り戻す

相続・贈与時と譲渡時では路線価の扱いが異なるので注意が必要だ。路線価はあくまでも相続や贈与時の土地等の課税評価額の基準となるものだから、譲渡の場合は、路線価が時価の80%であることから、0.8で割り戻して正規の時価を算定することが原則となる。

例えば、事業承継対策でオーナー経営者が後継者に自社株式を移転する場合、その自社株の時価算定時におけるその法人の純資産価額を求める際の土地評価において、路線価の扱いは、相続時精算課税制度を活用した贈与の場合と相当の対価を得て譲渡した場合とでは異なってくる。路線価をそのまま使えるのは、贈与のみとなる。譲渡の場合は、路線価を0.8で割り戻して正規の時価を算定することが原則となる。

譲渡によって自社株を後継者に移転する場合、通常は親族間取引となるので、税務当局は正しい時価が使われているかどうかを重点的にチェックしてくると思われる。その際、自社株の時価を算定するときの土地評価において基準となるのは、路線価を0.8で割り戻した価額ということになる。これが第三者間の取引であれば、当事者間で合意した金額が時価として認められるが、親族間の取引ではそうはいかない。

路線価の扱いは、その取引が相続・贈与なのか譲渡なのか、また、親族間なのか第三者間なのかによって、路線価をそのまま適用できる場合と0.8で割り戻す必要が出てくる場合とに分かれるので注意したい。

今週のキーワード

生体認証カード

生体認証機能付きICキャッシュカードは、ATMに静脈パターン読み取り装置を置き、そこへ手のひらか指をかざして認証確認作業を行う。4銀行では、手のひら方式は三菱東京UFJのみで他3行は指静脈方式を採用している。「指」方式は他行の指認証ATM同士でも使えるほか、郵便貯金のATMと相互利用が可能。カードを作る際に手数料がかかる。しかし、無料の銀行があるなど各行で対応が異なるので必要書類も含め事前確認が必要。カード作成には数週間かかる。